

令和元年第4回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月10日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時36分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（16名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	15番	山居忠彰君
	16番	遠山昭二君	議長	17番 松ヶ平哲幸君

欠席議員（1名）

14番 十河剛志君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
--------------	-------	-----------------	-------

病院 副院長 三好 信之 君 市立 病院 局長 加藤 浩美 君

農業 委員会 会長 飛世 薫 君 農業 委員会 局長 藪中 晃宏 君

監査 委員 吉田 博行 君 監査 事務局 局長 穴田 義文 君

事務局出席者

議会 事務局 局長 千葉 靖紀 君 議会 事務局 局長 岡崎 浩章 君

議会 事務局 副局長 前畑 美香 君 議会 事務局 主任 駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 初めに、議員の遅参についてであります。14番 十河剛志議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は10名であります。あらかじめ決定しております順序に従い順次質問を許します。

6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 第4回定例会、通告に従いまして一問一答方式で一般質問を行います。

初めに、行財政運営戦略と令和2年度予算編成方針について伺います。

次年度予算編成については、11月7日発出の令和2年度予算編成方針及び予算編成要領により既に編成作業が行われております。本市においては、平成30年度行財政運営戦略及び実施計画により、とりわけ財政健全化の取り組みについてはスピード感を持った対応がされていると感じているところです。

そこで、行財政運営戦略に基づく取り組みが令和2年度予算編成にどのように反映されているかという点を伺います。まずは方針及び要領にある事業アセスメントサイクル、補助金適正化ガイドラインについて、その実施概要と検証結果等がどのように次年度予算に反映されているのか、お知らせください。そのほか、財政健全化推進の観点から、運営戦略実施計画に記載のない事項であっても取り組まれていることがあれば伺います。

言うまでもなく、本市の行財政を取り巻く環境は依然厳しく、財政縮小傾向は避けられない状況、そのためにも効率化、コスト低減の取り組みは待ったなしの状況と理解しています。市においては、行財政運営戦略に基づくさまざまな取り組みについて、PDCAサイクルのうち、点検、検証、見直しを重点に通常の行政執行に加えてのボリュームのある作業でもあり、スピード感を持って取り組んでいることについて敬意を表するところであります。一方で、これまでの行政コストの縮減に加えて、使用料・手数料の見直しなど負担の公平性の観点から、結果市民負担を増やす例も多く、そういう場面ではまず負担を上げる前にやるべきことをやっているといった経過も明らかにする必要があると思います。負担増に至る検討、議論経過はもとよ

り、なぜこの事業を対象としたであるとか、見直す対象事業以外のコスト縮減の取り組みなどについてもあわせて説明をし、理解を求めていくことが重要であると考えます。

市では、市長査定結果のホームページ公開や予算、決算にかかわっては大変多くの資料を作成し、示していただいております。予算の透明化については大きく取り組んでいると思います。一方で、経常的な経費などについては、予算書、決算書からは事業概要を読み取ることは難しい状況です。難しいというよりも担当者に聞かないとわかりません。まちづくり総合計画実行・展望計画事業、主要施策、あるいは政策予算で言えば幅はありますが、250から350事業については事業概要書等、事業の目的、経過などは資料として作成をされておりますが、それ以外の事業については概要書あるいは評価書等を作成されていないのでしょうか。議会質疑等聞き取りを行えばもちろん明らかになります。これまで進めてきている予算公開など予算の透明化、また事業点検、検証をより一層進めるためにも、経常・政策予算等によらず全事業についての事業評価書の作成が必要ではないでしょうか。

事業目的、根拠法令を初め事業に係るこれまでの見直し経過など、予算査定書、補助金調書、公共施設マネジメント施設台帳、使用料・手数料見直しに係る事業調書など、コスト削減や手数料等の見直しを目的とした資料はたくさんあるかと思いますが、行政コストに係る情報はどの事業でも共通であります。それらを包含できるような形式のものができ、さらにこれまで取り組まれたさまざまな見直し結果も記録として記載され、それが全事業分比較できる状態として整備されていれば、今後の事業見直しの際にも市民の納得性を高める資料となり得ることでしょうし、そのほか行政内部においても、人事異動等による新たな職員に対し、所属部局の所掌事業が目的、経過を含め全てわかるわけでありますから、事業の継続性、事務効率化や予算執行の適正化にも資するものと考えます。もちろん全事業評価書の整備はさらに多くの作業を要するとは思いますが、先ほども申し上げたとおり、財政縮減に伴う事業スクラップを進める上でもぜひ取り組みに向けての検討を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から事業アセスメントサイクルと補助金適正化ガイドラインの概要について答弁申し上げ、予算編成に向けての財政健全化の取り組みと全事業評価の実施については副市長から答弁申し上げます。

事業アセスメントサイクルについては、限られた財源を有効活用し、効率的で効果的な行財政運営を行うため、行財政運営戦略にのっとり新たな行政評価の仕組みとして実施するもので、昨年の予算編成時に試行的にスタートし、本年度から本格実施となるものです。

具体的な進め方としては、前年度の予算ヒアリングや予算査定の中で事業の必要性や費用対効果などに再評価が必要と認められる事業を中心に、企画課及び財政課で事業の抽出を行い、これとあわせて所管課みずから見直すべきと判断する事業の調査を行い、当初76事業を見直し対象の候補として選定しました。その後、事業を所管する各課長ヒアリングを経て、庁内各

部署の職員で構成する行財政改革推進会議、市政に関する識見を有する市民の皆様で構成する行財政改革懇談会に諮り、庁議における合議を経て、最終的に24の事務事業をアセスの具体的な取り組み対象として決定し、このうち11事業を予算編成時までに見直すものとして既に各所管課における再検証を踏まえ、関係団体との協議をもとに予算に反映すべく準備を進めているところであり、このほかの7事業を複数年かけて見直し、6事業を継続協議としたところです。このほか、サンライズホールの指定管理についても事業アセスメントサイクルの対象事業として見直し作業を進めてきたところです。

なお、アセス対象とした事務事業の見直しについては、関係団体等との協議経過にも配慮の上、適切な時期に事業名や事業費など、その見直しの結果について公表してまいります。

次に、補助金適正化ガイドラインについてです。本市では団体運営補助金の交付に関する基本的な考え方に基づき、団体運営補助金のあり方や補助対象経費などの見直しを図ってから10年以上経過し、多様な市民ニーズや社会経済情勢の変化に対応する必要があることから、新たな統一的な見直しの基準として補助金適正化ガイドラインを策定しました。

具体的には、公益性、必要性、公平性、自主性、透明性、有効性、妥当性といった7つの補助金見直しの基本的視点に合致し、適正に事業が行われているかを評価・検証するとともに、補助金の終期設定、いわゆるサンセット方式の導入や運営補助の原則廃止、事業補助への移行など、補助金適正化に向けた10の基準を満たすよう見直しを進め、補助金の最適化を図るものです。このガイドラインの特徴としては、補助金は永続するものではないという基本的な考え方に立ち、まちづくり総合計画の4年目、実行計画最終年度を原則的に全ての補助金の終期とし、終期の到来時にゼロベースで見直す中で、新たな措置が講じられない限り、原則としてその補助金は廃止となります。その上で必要なものに限って何らかの形で補助を継続する場合は、その4年後、展望計画最終年度を次の終期に設定します。このサイクルを4年ごとに繰り返すことで補助金の適正化を図るものです。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から予算編成に向けての財政健全化の取り組みと全事業評価の実施についてお答えいたします。

予算編成に向けての財政健全化の取り組みとしては、行財政運営戦略に基づく取り組みを着実に実施するとともに物品の調達に関する試験的な包括発注方式の導入や新庁舎移転に向けたコピー機及びプリンターの複合機への統一化、電力供給事業者の変更等による節電の取り組みなどを進めているところです。

また、経常経費の95%シーリングについては、行財政運営戦略会議等に基づく各種取り組みによる一定の経費圧縮を予算に反映させることなどを目的に実施しておりますが、臨時的経費や光熱水費、義務的経費などを別枠扱いとしていることから、その効果は事業費にして約2,500万円を見込んでいるところです。

経常経費については、この10年で申し上げますと、平成25年度予算で95%、28年度で97%とし、このほかの年については前年当初予算を超えない範囲、いわゆるゼロシーリングを要求基準としてまいりましたが、その効果は限定的なものと認識をしております。このため、予算要求時のシーリングによる一定の予算縮減や予算査定における事業費の調整といった手法だけでは事業の大胆な見直しは時間的な制約から困難との考えから、計画的な歳出改革への仕組みとして事業アセスメントサイクルや補助金適正化ガイドラインなどを行財政運営戦略に位置づけをしているものです。

そこで、事業の再点検、スクラップアンドビルドをより一層進めるための経常予算、政策予算によらない全事業評価の実施についてです。補助金ガイドラインに関しては、サンセット方式の導入などにより原則として全事業を対象に適正化を図る仕組みとしていますが、事業アセスメントサイクルの考え方としては、年度ごとに各担当みずからの評価と総務部での審査によって見直し対象を選定する仕組みであり、毎年全事業を対象として実施はしていないところがあります。これは効率的な事務執行により焦点を絞って着実に成果を出すということを念頭に制度設計したもので、これを数年繰り返すことにより、PDCAサイクルを確立し、継続的な改善を目指すものであり、最終的にはまちづくり総合計画の4年に1度のローリングにつなげることで統一的な適正化が図られていくものと考えております。

御提言のあった全事業評価については、行政コストや事業費の推移、過去の見直し経過や今後の課題、数値目標など統一的なデータ集積としては一定の効果が見込まれますが、一方で膨大な事務作業が発生し、職員のやらされ感や評価疲れを招くおそれや、資料収集、評価結果の作成自体が最終的な目的となる手段の目的化といった弊害など、見直しを行う手法としては評価結果の活用にまで結びつかない事例も多くあり、職員数や労力に見合った評価の有効性を確保できない懸念も生じてまいります。新たな行政評価の仕組みとしてスタートした事業アセスメントサイクルの運用に当たっては、より公平で透明性が高く、わかりやすい仕組みとしていけるかが課題であると認識しており、今後においては、より効率的で効果的な事業の分析、評価、データの収集、蓄積、情報の共有、公開のあり方など、全事業評価も含めたさまざまな手法について調査・研究に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 次の質問を行います。日米貿易協定について伺います。

本年の農作物の状況について、行政報告によれば、水稲ではやや良、畑作物についても5月の少雨、集荷期の降雨による作業おくれが生じたものの平年並みの収量等が確保されたとのことでした。本年のこの状況は道内の地域ごとにも同様で、全道的におおむね平年並みとのこと。40年以上営農されている方でもこのような年は初めてのことでないかと伺っているところです。ただ一方で、昨年12月30日発効されたTPP11、本年2月1日発効の日EU・EPA、加えて国会での承認を終え、年明け1月1日発効の見通しとなった日米貿易協定による影響への

懸念から、本年の結果で言えば一安心というところを、逆にこれら貿易協定による影響への懸念が今後の営農に大きな不安を抱かせる結果になっているのではないかと、その不安を少しでも払拭できればと何点か市の見解を伺うものです。

まず、日米貿易協定発効による影響額についてです。T P P 11を初め今回の日米貿易協定に至るまで、各協定に関しては大筋合意や関係国政府による署名がなされたその都度、農業への影響額が国・北海道において示され、過去の議会質疑においても本市に係る影響額が議論されているところです。そこで、今回のアメリカとの協定発効による本市影響額は試算できているのか、できているのであればその額と、さらにその試算の考え方をあわせて伺います。

さらに、本年第1回定例会、大西議員の質疑において、国・道による試算では試算品目の少なさから現場実態を的確に捉えていないのではないかと指摘がなされ、それに対し市は、J Aとの情報共有による試算・研究を行うとのことでした。以降の取り組み状況をお知らせください。

次に、総合的なT P P等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策の概要と本市における実施について伺います。国による影響額試算については、十分な国内対策を講じた結果、国内の生産量も農家所得も変わらないと国内対策の実施が試算の前提となっており、よって生産額減少は輸入農産物の競合による価格低下分のみとの考えに基づいて行われており、北海道もこの考え方を踏襲しているところです。この考え方については大きな疑義を持つところですが、一方では国の措置する対策事業をしっかりと活用して体質強化を進めていかなければならないというのも現実です。これら対策については、平成27年11月25日に決定された総合的なT P P等関連政策大綱、この随時改定に基づき実施されていて、本市においてもこれまで事業が実施されていることと思いますが、今後においても市には万全の対応を求めるところです。そこで、国が示す対策事業の概要と本市においてこれまで実施している事業概要並びに今後の実施見込みについてお知らせください。

この間の国による事業については、農業の体質強化を目的に、農地拡大を初めとする経営規模拡大、農業機械の高度化、高収益作物等の導入などコスト低減等に対し、また、新たな投資を前提としたものが多く、地域農業を守る、あるいは経営規模によらない営農の継続という視点があまりにも少ないと思います。生産額影響は、その作物を作付する全ての農業者に影響するものである一方、その対策事業がコスト低減等に向け投資のできる農業者に限定されているのは問題ありと考えます。その上で私は、現在の国の事業で言えば畑作物の直接支払交付金といった営農を直接支援する仕組み、こういった直接的な支援事業の拡充が望ましいと考えますが、経営規模によらず地域農業を守るといった視点において、今後の農業対策事業についての市の考え方、さらに、事業実現のためには農業者、生産者団体とも連携し、より一層国や北海道への働きかけも必要と思いますが、このことに対する見解を伺い、この質問を終わります。

(降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、協定発効による本市農業等への影響についてです。

本年9月に日米首脳会談で最終合意、10月に協定書への署名が行われた日米貿易協定について、農林水産省は、日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について暫定版として試算結果を公表いたしました。農林水産省では、日米貿易協定の合意内容を踏まえつつ、早期の情報提供の観点から、これまで行ってきた算出方法により影響額を算出しており、具体的には個別品目ごとの合意内容の最終年における生産額への影響を算出し、この積み上げにより農林水産物の生産額への影響を試算しています。試算対象品目については、関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の19品目となっています。北海道においても国の算出方法に即し、国が試算対象とした19品目のうち北海道における生産額が1億円以上の13品目を試算対象とし、さらに、道内における生産額が大きいタマネギ、軽種馬を加えた15品目としています。試算結果として、協定発効による農畜産物の生産減少額は、全国で最大1,100億円、北海道では最大371億円と算出しています。

本市においても、国の算出方法に即し、国が対象とした19品目と道が対象とした2品目を加えた21品目のうち、対象品目の作付及び飼養実績がある11品目を試算対象としました。試算の結果、主な影響額が見込まれる品目は、牛肉で約1億4,300万円、牛乳・乳製品で1億3,500万円、豚肉で3,700万円、小麦で約2,000万円となり、本市における生産額減少はその他の品目と合わせて最大3億4,000万円と算出しました。

次に、関係機関との情報共有による試算、研究についてですが、昨年12月のTPP11の発効、本年2月の日EU・EPAの発効に続き、来年1月1日には日米貿易協定が発効される見通しですが、これらの協定発効による影響について、国・道は関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化策による生産コストの低減や品質向上及び経営安定対策などの国内対策の効果を見込み、国内生産量が維持されるものと見込んでおりますが、本市といたしましては、政府が講じる対策により国内生産が維持できるのか疑義を抱くとともに、長期的には農業所得や生産量に影響が生じるものと懸念しています。独自の方法により影響額が算出できないか関係機関と検討してまいりましたが、今後の消費動向が不透明なことや生産量や価格の変動が協定発効の影響によるものか判断できないことから影響額として算出することは難しく、現状としては輸入量や国内産価格の動向、市内における生産量や取引価格などを継続的に把握していくとともに情報収集に努め、影響について長期的に注視してまいります。

本年の輸入量動向としては、財務省が公表する農産物輸入情報によりますと、本年9月末現在の輸入量は過去3カ年平均と比較すると、牛肉が8.4%、豚肉が7.4%、バターや脱脂粉乳などの乳製品が15%、小豆については68.5%の増加となっておりますが、それ以外の米や小麦、ソバ、パレイショ、タマネギ、アスパラ、ブロッコリー、カボチャなどについては減少、大豆や砂糖類、でん粉はほぼ横ばいとなっております。牛肉や豚肉、牛乳・乳製品の増加は協定発効による影響のほか、在庫量の推移や需要の拡大など各種要因によるものと推測され、小

豆の増加は平成28年の台風被害により在庫が減少したことに加え、昨年夏の低温などの影響により平成30年度産の収穫量が減少したことなどが輸入量増加の要因と考えます。

次に、国内産価格の動向ですが、農林水産省が公表する農業物価統計調査によりますと、本年9月末現在の農産物の全国平均販売価格は、過去3カ年で比較すると、小豆は60キログラム当たり8,000円程度の価格増加となっていますが、それ以外の米や小麦、パレイショ、肉用牛、豚、生乳などはほぼ横ばいとなっています。今後は関係機関と連携し、市内における生産量や価格動向についても把握してまいります。

次に、これまで実施している国内対策の実施状況及び今後示される国内対策の概要と本市での活用見込みについてです。これまで実施しているT P P等貿易協定に係る対策事業の実施状況ですが、主な事業として先進的な農業経営の確立に意欲的な担い手に対し、農業用機械、施設の導入を支援する担い手確保経営強化支援事業や意欲ある農業者の経営発展、産地の収益力向上などを後押しするための実質無利子化を措置する担い手経営発展支援金融対策事業のほか、施設整備や機械導入による地域の収益性向上を図る畜産クラスター事業などがこれまで活用している事業です。

今後、総合的なT P P等関連政策大綱の改訂を行い、大綱に基づき国内対策が実施される所です。日本農業新聞などによりますと、生産基盤の強化に重点を置いた大綱の改訂内容となっており、肉用牛の繁殖雌牛を増やす農家などを対象とした増頭奨励金の新設や畜産クラスター事業の利用条件の緩和のほか、条件不利地を含めたスマート農業導入の推進や堆肥を活用した全国的な土づくり対策などが報じられています。本市においてもこれらの国内対策について、農業者、関係機関などの動向をもとに、活用が見込める事業の効率的な実施に向け取り組みを進めてまいります。

農業は安全で安心な食料を安定的に供給することに加えて、国土の保全、美しい農村環境の形成、伝統文化の継承など多面的機能の発揮を通じ、市民の暮らしの安全と向上に寄与する重要な役割を果たしています。日米貿易協定やT P P11、日E U・E P Aにより農林水産物の価格低下などが懸念され、国内の農林水産業は新たな国際環境の中でこれまで以上に厳しい競争下に置かれることとなります。農業を基幹産業とする本市において、地域経済、社会に甚大な影響を及ぼすことが懸念されることから、今後も引き続き輸入量の動きや国内需給、国産の価格動向などを注視してまいります。

また、この間、国は経営安定対策として畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策における本年産の麦及びてん菜の数量単価について、T P P11の発効を考慮した増額改定を実施したほか、令和2年産からのゲタ対策の交付単価の見直しに当たって、日米貿易協定やT P P11の発効に伴い生じる影響を考慮し、麦及びてん菜の交付単価に加算措置するなどの対策を講じていますが、本市としては、今後も北海道市長会や関係機関と連携を図り、さまざまな機会を捉えて本市農業の持続的な発展を図るための取り組みについて国・道などに強く求めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 7番 谷 守議員。

○7番（谷 守君）（登壇） 令和元年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

牧野市政10年を経過する中、本市の最上位計画である新たな士別市まちづくり総合計画のもと、来年は前期実行計画期間の折り返しを迎え、その後の展望期間4年間へつなげていかなければならない重要な期間であることから、1点目は令和2年度の予算編成方針についてということを中心テーマとしてお聞きいたしますので、よろしくお願いたします。

さて、30年度の本市の収支状況ですが、一般会計は財政調整基金を3億円取り崩した上で、歳入総額176億8,200万円、歳出総額176億4,500万円で、その差し引きの形式収支は3,700万円の黒字となりました。ただし、この中には繰越財源2,600万円が含まれており、実質収支は1,100万円の黒字となったところであります。そこで、まず確認したいと思うのでありますが、士別市まちづくり総合計画の財政の見通しの財政収支見込みでは、30年度一般会計決算額の試算は4億2,000万円の取り崩しをして収支均衡が図られております。これは単年度収支見込みが計画より1億2,000万円減っておりますので、これを好転していると考えていいのか、そして、これに対して行財政運営戦略の種々の取り組みが功を奏していると考えていいのか、総じてどのようにこれらのことを分析しておられるのか、まず確認したいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、令和元年度の決算予想についてお聞きいたします。

本年7月に決定された本市の普通交付税ですが、当初算定額約62億3,400万円、決定額約63億4,400万円と当初算定より約1億1,000万円増の結果となりました。前述の士別市まちづくり総合計画の財政収支見込みでは、令和元年度も引き続き1億9,800万円の基金取り崩しを図って収支戻が計画されております。今後においては、自主財源の根幹である市税や地方交付税の伸びを見込むことは困難である一方で、新庁舎改築などのこれまで実施してきた大型建築事業の元金償還が始まり、公債費が大幅に増加するなど一層厳しい財政運営になることが予想されるとの記載が令和2年度の予算編成方針で述べられておりましたが、元年度の決算予想を今の段階でどう捉えられているのか、お伺いするところであります。

次に、令和2年度予算編成方針についてお伺いいたします。

士別市まちづくり総合計画にのっとり市長マニフェストを着実に進めていくためには、今回も前年と同様に令和2年度予算編成方針が立てられております。総合計画に沿って整然と立てられている計画ですから、毎年大差なく立てられている計画とは思いますが、以下からは前年と比較し新たな特色や方針等について今回の編成方針で種々つけ加えられておりますので、順次そのお考えをお聞きしていきたいと思っております。

まず、基本方針で新たな時代へ向けてSDGsの取り組みを推進するとありますが、この意図について確認したいと思います。

次に、予算編成の基本的な考え方では、財政健全化の推進に公共施設マネジメント基本計画に基づき施設のあり方を最適化していくことが今回からつけ加えられています。この狙いについてもお示しいただきたいと思います。

加えて、これに関連して、公共施設マネジメント計画で年次ごとの施設解体計画がさきに表示されておりますが、それによると令和元年、2年度で福祉会館、ほくと児童館、旧武徳小学校などの解体計画が立てられております。お聞きしたところ、今のところまだ解体には至らないようではありますが、これは展望期間にずれ込むのでしょうか。総額で相応の解体費となり、予算執行にも影響するものでありますので、考え方をお知らせいただきたいと思います。

また、この箇所でICT技術の積極的な活用とありますが、これについてもより詳しい説明を求めるところです。

次に、歳出予算要求基準では前年の市長査定から総務部長査定に変わり、事業の再点検では施設の維持管理経費は市に必要な市民サービスに合った運営と効率的で効果的な管理体制を反映した内容であるかを全施設において検討・検証した上で要求するとありますが、これらはどのようなことなのか、あわせてお知らせいただきたいと思います。

私は、土別市まちづくり総合計画と市長マニフェストを着実に推進していくためには、まず財政の健全化が最重要であると考えことから、そのためには次年度の予算編成方針の考え方も確認したく、今回の取り上げとなりました。以上までの点について本市の御所見を求め、1点目の質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から令和2年度予算編成方針などについて答弁申し上げ、平成30年度決算の状況及び令和元年度決算見込みについては相山副市長から答弁申し上げます。

初めに、令和2年度予算編成方針における新たな考え方についてです。

まず、新しい時代へ向けてSDGsの基本理念を踏まえたまちづくりを目指す取り組みについてですが、SDGsは基本理念である誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる課題に対する総合的な取り組みを示しているところです。SDGsの多様な目標の追求は地方の持続可能な開発や地方創生の取り組みを総合的に推進するものであり、市民やさまざまな機関と理念を共有し、政策目標の理解を深めることで連携による課題解決の取り組みを一層進めてまいります。

次に、公共施設マネジメント基本計画に関連するお尋ねです。

積極的な民間活力の導入やPPP、指定管理、業務委託などアウトソーシングについては公共施設マネジメント基本計画の基本方針の中で、効率的で効果的な施設運営を図るため、サービス向上にもつながる管理運営の手法として示しているものであり、2年度予算編成方針から明記したものです。

また、総合計画8年間の普通財産の解体計画についてですが、お話にありましたように年次

計画から変更しているものが幾つかあります。元年度解体予定であった旧ほくと児童館、福祉会館については、新庁舎改築に伴う一時移転先として活用することになり、解体年を変更することとしています。また、来年度においては、本庁舎、旧武徳小学校、旧総合福祉センターなどの解体を予定しているところですが、解体の財源として過疎債や合併特例事業債を活用していることもあり、対象施設の状況や事業量、事業の変更などを総合的に判断し、予算化してまいります。なお、解体計画についても実行計画終了時のローリング時点で全体的な見直しを実施する予定です。

I C T技術の積極的な活用についてですが、国は業務プロセス・情報システムの標準化に向けた業務改革やソサエティー5.0を支えるI C T整備などを推進しています。今後において人や物、金、情報など限りある経営資源で多くの行政課題に対応しつつ、市民サービスのさらなる向上を目指すためには、I C T技術の活用による業務の効率化や生産性の向上を検討していく必要があるものと考えており、その調査・研究を実施してまいります。

歳出予算要求基準については、経常的経費の削減が必要な状況から、総務部長査定事業においては前年度当初予算一般財源所要額の95%を超えないものとし、5%のマイナスシーリングを実施するものとなりました。市長査定事業については引き続き一件査定方式での実施とすることから、新規事業については前年度と同様、スクラップアンドビルドに取り組むこととし、継続事業については事業の改善、見直しの視点を明確にし、新たに可能な限りの経費の圧縮や事業の効率化に努めるものとしています。事業の再点検における施設の維持管理経費の考え方については、限りある経営資源を効率的で効果的に活用するために、市民サービスの質と量を経営的な視点からも判断する中で、そのサービスに合った運営や必要な管理体制、維持管理手法を検証した上で予算要求するよう再点検を促したものです。

新年度予算編成に当たっては、まちづくり総合計画にのっとり、天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまちの実現に向けて、総合計画及び総合戦略を柱とする事業を着実に取り組んでまいります。今、地方においては人口減少や少子高齢化の進展、老朽化するインフラや公共施設の改修、更新、解体、近年猛威を振るう自然災害などさまざまな行政課題が複雑化し、山積しています。そうした中でも柔軟な発想と先見力、企画力、実行力、そして官・民・広域による連携をもって、限りある財源を無限大の知恵で克服し、効率的・効果的な行財政運営と持続可能な財政基盤の確立とあわせて明るい将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは、平成30年度決算の状況及び令和元年度決算見込みについて御説明申し上げます。

平成30年度の決算状況は、財政調整基金を3億円取り崩すことで収支を調整し、財政調整基金の取り崩しは昨年引き続き2年連続となりました。まちづくり総合計画期間の財政収支見

込みにおいて見込んだ30年度単年度収支不足額4億2,000万円は、約1億2,000万円へ改善しましたが、楽観視できる財政状況ではないものと判断をしております。

改善の要因ですが、第2回定例会において大西議員にお答えしたとおり、行財政運営戦略にのっとり現在さまざまな取り組みを実施しているところであり、30年度から取り組んでいる時間外勤務縮減プログラムや職員数適正化、公共施設マネジメント基本計画の実施などの行財政運営戦略の取り組みの効果はあると考えております。そのほか、歳入において個人・法人市民税の伸びから計画額を約1億円、地方交付税においても約6,000万円上回ったことや歳出においては人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が合わせて約1億9,000万円下回ったことから単年度収支不足額が圧縮されたものと考えております。しかしながら、労務単価や資材費、燃料費の高騰により需用費、委託料などの物件費については約2億円上回っていることから、引き続き改善と改革の視点から経常的経費の削減に向けた取り組みを進め、着実な成果へとつなげていかなければならないと考えております。

次に、令和元年度決算見込みについてです。

まず、現時点での主な歳入の見込みですが、市民税、固定資産税などの市税総額では予算現計と同程度になるものと見込んでおります。地方交付税については、普通交付税の交付決定額が合併特例措置の段階的縮減の影響があったものの、交付税算入公債費の増加から前年を2.5%上回り、臨時財政対策債と合わせた実質的な交付税額は約66億5,000万円で、約6,700万円の増額となりました。その結果、当初予算に対する留保財源は約9,000万円となったところですが、30年度決算は繰越金が約600万円となり、本年度の補正予算の一般財源としては地方交付税の留保財源により対応をしているところです。

一方、歳出については、高どまりしている燃料費や雇用環境の改善による労務費の上昇などから、歳出の予算における不用額は減少するものと見込んでおります。

こうした中での元年度決算見込みについては、今後決定されます特別交付税や地方譲与税交付金、地方消費税交付金など各種交付金の動向にもよりますが、30年度決算と同様、厳しい収支になるものと見込んでおり、決算時における財政調整基金の取り崩しは避けられないものと見込んでいるところであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君）（登壇） 2点目は、マイナンバーカードに関することについてお聞きいたします。

マイナンバーカードは、今さら言うまでもなく、日本に住民票を持つ全ての人に割り当てられる12桁の個人番号を記載したプラスチック製のカードです。顔写真つきで、住所、氏名、性別、生年月日を記し、公的な身分証明としても使え、裏面にあるICチップには電子証明書機能があり、官民のオンライン手続で本人確認の手段としても活用できる場所であり、2016年の1月からその交付が始まりました。せっかく便利な枠組みをつくったのにもったいない、こ

れが正直な印象であります。11月1日現在、全国の普及率は14.3%、交付枚数は1,823万枚余りとのこと。なぜ普及は進まないのか。内閣府の世論調査によると、マイナンバーカードを取得しない理由として、必要性が感じられない、身分証になるものはほかにあるとの回答が目につき、個人情報の漏えいを心配する声もありますが、住基カードなどと比べれば安全性は格段に高いものと感じます。

本市では、30年の1月時点で交付率9.2%、交付枚数1,772枚と以前お聞きしましたが、直近の交付率、枚数はどうなのでしょう。これまでの取り組み策とあわせて、なかなか増加しない理由をどのように捉えておられるのか、まずお答えいただきたいと思います。

また、あわせて政府では今年度中にまず国・地方公務員とその扶養家族のマイナンバーカード取得を積極的に推進しているようではありますが、本市での職員関係の取得状況はどうなのでしょう。わかればこれも参考までお知らせいただきたいと思います。

さて、この10月から消費税引き上げ対策として、中小・小規模事業者の店舗でクレジットカードや電子マネーなどを使ったキャッシュレス決済に最大で5%ポイント還元が実施されているところですが、これは来年6月で終了いたします。そこで、この対策を引き継ぐ形でマイナンバーカードの普及・促進を図ろうと、キャッシュレス決済へのマイナンバーカードによるポイント、マイナポイントの付与を来年7月以降に実施することが決定しているようであります。あわせて政府は、さきの通常国会で法改正されたことを受けて、再来年には健康保険証の機能も加わり、最終的に23年3月までにほぼ全ての住民が保有することを目指し、普及に向けた工程表も公表しているようです。マイナンバーカードを利用して全国のコンビニなどで住民票の写しなどの各種証明書を取得できるサービスや行政機関で端末のカード機器の導入により同様のサービスなど、皆がカードを持つことで展開できるサービスも各種あるようであります。持っていないと確かに不便、そう思えるアピールが欠かせなく、あわせて交付手続の簡素化も進めるべきと考えます。今こそ行政の本気度が問われているときではないでしょうか。

以下、今述べた後半部分を次のような要旨としてまとめましたので、御答弁をお願いいたします。

①マイナンバーカード所持者を対象にしたキャッシュレス決済時のポイント付与制度の概要について。

②健康保険証としての活用など医療分野での対応と今後の普及に向けたスケジュールと本市での今後の取り組み策等について。

③端末のカード機器導入の有無や購入費、これは単費なのか補助があるのかどうか。

この点は1点目の質問でもICT技術の活用により今後業務の効率化を図るとありましたので、来年の庁舎完成に向けて、完成にあわせて取り組むべきと考えるところから質問をするのであります。

以上、本市の御所見を求め、2点目の質問を終わります。 (降壇)

○議長 (松ヶ平哲幸君) 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、交付率等の状況についてです。

本市の交付率は、11月末現在11.9%、交付枚数は2,206枚となっています。カード普及促進の取り組みとしては、これまでに広報やホームページでの情報発信、ポスター掲示を行ったほか、平成27年10月には市民向け説明会を行い、制度についての周知を図りました。29年11月からは、本庁のほか朝日支所、各出張所へも写真撮影とパソコンでの申請手続を市がかわりに行う補助も行ってきています。カードの普及には、生活に必要なものと認識されることが重要であり、その用途が少ない現状では利便性を享受するには至らず、結果として普及が進まない大きな要因と考えます。また、本市職員のカード取得状況は、6月末時点で職員のみでの交付枚数が43枚、交付率は9.1%、職員とその家族を含めると交付は74枚、交付率は8.3%となっています。

次に、カード所有者に対するキャッシュレス決済のポイント付与についてです。

国は、東京オリンピック・パラリンピック後の景気対策やキャッシュレス化の推進、マイナカード普及率向上のため、令和2年9月から3年3月までの7カ月間に2,500億円規模の新たなポイント還元制度を予定しています。その仕組みとしては、カードを取得し、ポイントを管理する口座に当たるマイキーIDを設定の上、民間のICカードに一定額を前払いした方に対して国がマイナポイントを付与するものとなっています。この仕組みを利用した場合の還元率と上限は、最大2万円のキャッシュレス利用に対して、25%です。上限額は5,000円とされています。

次に、健康保険証としての利用などについてです。

国は3年3月末から健康保険証利用の本格運用を開始し、医療機関等のシステム導入を4年3月末までに9割程度、5年3月末までにはほとんどの住民がカードを保有し、おおむね全ての医療機関等でのシステム導入を目指しています。本市の今後の取り組みについては、制度設計が国によって行われ、内容やスケジュールが変化していることから、こうした動向を注視するとともに、他自治体の取り組みを含めて情報収集に努め、広報、ホームページでの周知や申請補助等についても引き続き行う中、円滑な受託事務の推進と普及促進を図ってまいります。

最後に、ICT技術活用に係る窓口証明発効端末機の導入については、1台2,000万円程度要することに加え、費用対効果が低いことや単費であることから、現時点では導入する予定はありません。

なお、来年4月から本庁証明発行窓口での電子マネーを利用したキャッシュレス決済を導入することを検討しており、市民の利便性向上に役立つものと考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君） 1点だけ確認したいと思います。

交付率のほうですけれども、本市の交付率、11月末で全体で11.9%の2,206枚、そしてそれ

に対して本庁職員の交付率ですけれども、43枚の9.1%、家族も含めた中で74枚、8.3%ということで、これは市民全体よりも低い数字ということになるわけでありましてけれども、最終的にどういうふうに、個々人の捉え方ということになるんですけれども、現状で本市の平均交付率よりも低い現状、国でもまずは国・地方公務員を優先的にやろうという推進の中で、なかなか進まない点というのは、先ほどの理由の中ではちょっと触れられていなかったんですけれども、その点、もしわかれば、なぜ低いのかというところを感想でもいいですからちょっと確認したいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 法邑部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） お答えいたします。

職員の交付率、確かに低い状況になっています。それで、総務省から市町村共済組合を通じまして、市の職員に対しては、その加入、家族含めて多く取得してくださいよという協力の通知も来て、要請も来ているところでもあります。議員がおっしゃいますように、これはあくまでも協力要請ということでありまして、そのマイナンバーカードの取得については強要するものではありません。ですから、これまで市としましても、職員に対しては、このマイナンバーカード制度自体がこういうものですという周知でありますとか、これから国が向かっていく方向、考え方などについては理解するように努めているところでもありますけれども、現実には交付率がそんなに伸びていないという状況もあります。この部分については、あくまでもその自主的な取得に向けて、今後もそういった取得できるような環境は整えていきたいなと思っておりますし、総務部局とも連携しながらということになっていくかと思えます。

それで、先ほどお答えしたのは6月末時点の数字ということでもありますので、現在の時点でいくと、ちょっと正確にはまだ調査というか把握していないんですけれども、恐らくその市の平均の取得率よりは、同じか上回っているのではないかなとは予測しているところでもあります。以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 8番 村上緑一議員。

○8番（村上緑一君）（登壇） 令和元年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

農業振興対策についてです。

初めに、農政対策について伺います。

農業を取り巻く情勢は、昨年11月にはTPP11の合意に始まり、12月には日EU・EPAの交渉も妥結に至っている中、ことしに入り日米貿易協定が合意されました。これまでにない農畜産物の市場開放時代になり、海外から安い農畜産物が入って国産品の競争価格が下がると推測され、農畜産業を基幹産業とする本市を含めた北海道にとっては重大な影響を及ぼします。先月、国は国内農林水産業対策として3,250億円の補正予算を計上しました。その中には畜産クラスター事業、国産チーズ対策、産地パワーアップの土地改良事業、国産農産物の輸出拡大やスマート農業対策などさまざまな対策を行っていますが、今後10年間の中で輸入品関税が完

全撤廃されれば、日本の食料自給率が今以上に下がり、農業経済が立ち行かなくなることが懸念されます。また、地球の気候変動により世界的な不作が続く可能性もあり、また、中国ではアフリカ豚コレラのとてつもない疫病が発生しているなど、輸入に対する不安も数多くあります。今こそ国民への食の安全や安定供給のあり方をいま一度考え、今後、行われる国内対策の農業支援が的確に農業対策につながり、足腰の強い農業になるように市町村を挙げて関連団体と協力し、農政対策を進めていただきたいと思います。

また、畑作物の直接支払交付金の見直しが行われましたので、てん菜について触れさせていたきたいと思います。令和元年では、てん菜トン当たり7,450円でした。2年からの案では6,840円の610円の減になりました。この交付単価の中には、T P Pと日米協定対応のうち消費税改正対応の金額も入っており、それらが入らなければ大幅な減額であります。また、基準糖度では、16.3度から0.3度上がり16.6度になりました。元年の平均糖度は16.3度ですので、基準糖度に達しない場合、収入の減額になります。このことを踏まえ、これからのてん菜振興対策にも力を入れていただき、これらの農政対策についての考えを伺います。

次に、人口減少による農村の人手不足についてです。農村部においても、経営者の高齢化や後継者不足、労働者不足が大きな課題であります。経営者の高齢化には長く営農をサポートする作業委託制度が欠かせません。それには多くの農家の委託先を育てる必要があります。今、市で行っている農業労働支援対策事業についての考えを伺います。

次に、人手不足対策についてです。

私たちの地域には、シルバー人材センターがあり、市の施設の管理業務の委託を初め農作業の委託も長年にわたり支えてきておりますが、今は人口減少と高齢化により農作業ができる方々が年々減少しているのが現実であります。酪農では酪農ヘルパー制度が確立していて、農家、酪農家の生活向上につながっています。また、デイリーサポート士別では、牛の飼料の安定供給と労働に余裕のある酪農経営を実現しています。このように後継者不足、労働者不足に対し向き合って成果を上げている事業者もあります。農村の人手不足を少しでも解消するためには、事業者の助言やアイデアを出し合い、いま一度農作業支援について考え、今後、人材センターなどを検討してみてもどうでしょうか。これらについての考えを伺います。

次に、農業青年の配偶者対策についてです。

長年にわたり、グリーンパートナー事業は、農業青年の配偶者対策として事業を開催し、1泊2日の中で婚活イベントを行い、近年は年代別に婚活を行うなど、青年が参加しやすい環境になっています。今まで一定の成婚成果は出ていますが、毎年の成果は出ているのでしょうか。1泊2日の交流では時間がないのではないのでしょうか。

そこで、短期と長期滞在型のグリーンパートナー事業を検討してみてもどうでしょうか。お仕事をしている婚活女性の中には、有休をとって北海道の農業を体験して、農業青年との交流をしてみたいと思う方もいると思います。例えば1週間から3カ月の希望の中で農業青年の家で家族と一緒に農業体験をして、温かい家族の中で交流ができる、また何件かの農業青年の家

で農業体験をしていただき、気に入った男性と交流が始まる。キーワードは、家族と一緒に農業体験をすることで心が和む、滞在が長いことにより青年と家族と多くの話ができる、地域のイベントに参加でき、土別のよさが伝わる。こういった1泊2日の事業と短期・長期の滞在型グリーンパートナー事業を行うことにより、配偶者対策が充実するのではないのでしょうか。

以上申し上げ、答弁を求めます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から農政対策について答弁申し上げ、人口減少による人手不足について及び農業青年の配偶者対策については経済部長より答弁申し上げます。

国では、日米貿易協定及びT P P 11の合意内容を踏まえた農林水産物の生産減少額を約1,200億円から2,000億円と試算しており、今後、総合的なT P P等関連政策大綱が改訂され、この大綱に基づき国内対策が実施されます。市としては農業経営にどれだけ悪影響を及ぼすのか懸念が広がっていることから、今後も関係機関と連携を図り、情報の収集に努めるとともに、疫病対策などさまざまな機会を捉えて、本市農業の持続的な発展を図るための取り組みの強化について国に強く求めてまいります。

お話がありましたとおり、先月令和2年度から適用される畑作物の直接支払交付金の数量単価等の改定案が示されました。てん菜は寒冷地域での輪作体系上欠くことができない作物であり、畑作経営の安定化、さらには製糖工場の立地により製糖期間における雇用の場の確保、運送業者や機械、設備の保守管理業者など関連産業への需要を含め、地域経済の発展において極めて重要な作物です。てん菜振興については、生産者の経営の安定を図るため、てん菜作付機械化促進事業やてん菜作付作業受委託促進事業などの継続が重要であり、さらには私が会長を務める北海道てん菜振興自治体連絡協議会を通じ、次年度から交付単価の見直しが予定されている畑作物の直接支払交付金について、現行水準の継続を要望してまいりました。

近年、てん菜の作柄がよく、平均糖度についても平成29年度17.1度、30年度17.2度と高糖度が続いたため、基準糖度が17度台へ大幅に引き上げられるとの見方もありましたが、プラス0.3度の小幅な改定にとどまったことは一定の成果があったものと考えており、今後においても農業者の所得向上のために必要な総合的な支援策等を講じるよう、国及び北海道等に対し提案活動をあわせて行い、てん菜の作付振興を推進してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から人口減少による人手不足について及び農業青年の配偶者対策についてお答えいたします。

初めに、人口減少による人手不足についてです。

高齢化と人口減少が進み、農業・農村をめぐる情勢は、農家戸数や農家人口の減少による経営面積の拡大、農業生産に必要な農村環境やコミュニティーの維持、担い手不足による遊休農

地の発生などが懸念されています。その対策として実施している農業労働力支援対策推進事業は、農業従事者の高齢化や後継者不足等に対し、農業労働力不足の解消に向けた検討や研究を行うとともに、農業人材バンクの推進やICTの導入による農業労働力調整システムの確立を図ることを目的とした事業です。

平成25年には、農業生産活動における労働力不足に対し、地域の農業生産力の維持、持続的発展を続けるためのファームコントラクター等の組織化や新たな労働力供給システムの確立などを検討するため、JA北ひびき、上川農業改良普及センター士別支所、農業委員会、士別市で構成する労働力支援対策検討会議を設置し、現状の把握やJA北ひびき農業人材バンクの設立、ファームコントラクター組織への国の補助事業の活用支援等を行ってきたところです。

今後については、現在ファームコントラクターの法人化に向けた支援を行っているほか、新たなコントラクター設立の動きもあることから、引き続き情報の収集に努めるとともに、農作業の省力化や低コスト化などが期待されるスマート農業の取り組みについても推進してまいります。

また、農作業を支援する人材センターなど新たな労働力確保の手法について御提言をいただきました。昨年より1市2町地域農業に係る意見交換会の中で、新たな労働力の確保に向けた外国人技能実習制度の活用などについて研究を行ってきており、本年4月には先進的取り組みを行っているJAこしみずを視察したところです。JAこしみずでは、28年から請負型農作業支援事業を設立し、農作業を担う農作業支援スタッフをJAの準職員として雇用し、JAと農家が請負契約を結び、農作業支援スタッフと外国人技能実習生がチームを組み、農作業に当たる仕組みとなっています。

今後においては、JAこしみずでの取り組みや4月にスタートした特定技能制度なども参考にしながら、1市2町地域農業に係る意見交換会の中で、新たな労働力確保の手法について、この地域にとってどのような形がよいのか検討してまいります。

次に、農業青年の配偶者対策についてです。

グリーンパートナー推進事業は、平成22年から農業後継者の配偶者確保対策としてJA北ひびき、農業委員会、士別市などで構成する担い手支援協議会が事業主体となり、結婚に対する意識高揚を図ることを目的とした事業です。事業の実施に当たっては、例年3月に農業委員会を通じ参加者を募り、4月にミーティングを開催し、開催日時や開催方法、参加要件などを男性参加者の意見を聞きながら決定しています。開催直前には心構えと準備をテーマに表情や身だしなみ、会話の内容、おもてなしの心を持って接するなどの内容でミーティングを開催し、当日に臨んでいただいています。事業開始から本年がちょうど10年目となり、実績としては今までに7組の方が結ばれたところです。

例年グリーンパートナー推進事業は1泊2日の日程で開催しており、参加女性へのアンケートでは8割以上の方がちょうどよいとの回答になっておりますが、御提言のありました農業青年やその家族と一緒に過ごす長期滞在型のグリーンパートナー事業についても、男女が出会う

一つの手法として、男性参加者や関係機関に意見を伺い、実現性について研究してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○8番（村上緑一君） 一つ、人手不足のことについて再度お聞きしたいんですけども、やはり今、士別のほうでもコントラクター事業を含めて人材バンク等やられておられるんですけども、お聞きしますと人材バンクのほうはなかなか稼働のほうも人手が集まらない、また、その機能としてなかなか今までやってきているんですけども、市内全域に広がっていないということをお聞きしているんですけども、やはり今研修されたことも含めて、その人材センターの対応の中で今後も検討していただいたほうが、やはり今の制度の支援制度、人材バンク制度の中でも、もう1ランク皆さんが活用できるような人材センターを含めた検討をしていただきたいということをお願いしたいんですけども、ちょっと一言いただいて。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

私、行政の側も、この人材不足ということに関しては非常に重要なことだと考えております。先ほども申し上げましたとおり、JAのほうでつくっている人材の派遣の関係ですけども、それについては、やはり農家の求める側と、それから就労する側とのなかなかそのマッチングというんですか、そこがうまくいっていないというのが現状でありまして、その辺をどういうふうに整理をするのか、労働力として出る側としては、やはり1日単位がいいのか、それとも半日単位がいいのか、1時間単位がいいか、いろいろなニーズがあったり、また逆に受ける側の農家さんの側のほうも、同様なニーズがあるんじゃないか、そこがなかなか今のところうまくマッチしないという状況もありますので、その辺も含めて今後、関係機関と協議したいと考えます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 村上議員。

○8番（村上緑一君）（登壇） 次に、総合防災訓練について伺います。

ことしも日本列島を大型台風が次々と通過し、甚大な災害をもたらしました。多くの方々が被災され、家の倒壊、水害などに遭うなど、まだ多くの人々が自宅に住むことができないとお聞きしております。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げ、また、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

今回、気象庁が台風19号の見解予報を3日前から会見を行うことは極めて異例とされました。また、緊急記者会見で切迫した危機感が伝わるように、自分の命、大切な人の命を守るため、早目の備えと避難を促したことは今でも覚えています。ことし最大級の台風であり、大きな災害をもたらしたことは残念でありました。このことにより、防災訓練の必要性を新たに感じた次第です。ここで、本市の防災体制の強化の取り組みについての考えを伺います。

次に、令和元年の総合防災訓練について伺います。

今回の訓練は、避難行動の確認と防災意識の向上を図るとされ、土別洪水ハザードマップ1,000年に1度の大雨を想定した中で行われました。朝日地区、上士別地区、中央地区と時間の連携で行われていますが、地区ごとの参加人数と訓練の内容、成果についても伺いたいと思います。

今までも、私は防災訓練は中央地区だけでなく、農村地域も必要との考えもありましたので、今回総合防災訓練とは別に多寄地区、温根別地区で避難訓練が行われ、農村地域にも防災意識が浸透してきたことと思います。これについての参加人数と内容についても説明を求めます。

次に、今後の防災訓練の考え方について伺います。今後も毎年の総合防災訓練を行うと思いますが、ことしの参加地域とは別に、市内を含め新たな地域、自治会単位での防災訓練を考えておられるのか。また、別の時期に行われた市街地区の避難訓練は地区の要望で行うのか、行っていない地域によっては避難訓練を促していくお考えなのか、伺います。

次に、災害に強いまちをつくるため、自治会を中心に自主防災組織を立ち上げています。現在何割の自治会が入っているのでしょうか。また、入っていない地域に自主防災組織づくりの働きかけの考えについて伺い、以上申し上げ、私の質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、防災体制の強化の取り組みについてです。

本市では、住民参加型による避難訓練を通じて、みずからの命はみずから守るという自助の意識を醸成するため、総合防災訓練を毎年計画、実施しています。また、市職員の防災意識、知識の向上のため、出席前の災害対策本部訓練の実施や水害対策タイムラインや避難勧告等の判断基準マニュアルの修正を適時行っているほか、災害時各種支援に関する応援協定の締結なども随時行っています。さらに、災害時備蓄計画に基づき、避難所生活に即した資機材等を備蓄し、非常食の試食や段ボールベットの作成体験などを訓練時に使用することで、災害時の避難所生活等でのストレス軽減など避難所体制の整備にも努めているところです。

次に、総合防災訓練の成果と他の自主的な地区の防災訓練についてです。

本年度の総合防災訓練は、ダムからの緊急放流、いわゆる異常洪水時防災操作と連携した訓練であり、住民が参加する避難訓練としては道内では初めてとなるものでした。その内容は、岩尾内ダムからの情報を受けて、災害対策本部において朝日地区及び上士別地区に避難勧告を発令し、朝日地区では58人、上士別地区では55人の参加があったほか、それぞれの地区においてダム管理支所等の防災講話も実施し、ダムに関する知識と防災意識を高めたところです。

さらに、中央市街地区では洪水の発生を想定し、自助、共助、公助それぞれにおける訓練を土別警察署等と連携して実施し、参加人数はスタッフも含めると約300人を超えるものとなりました。

各地区における自主的な防災訓練については、多寄地区では昨年同様、自治連がタヨロマ川の氾濫を想定した訓練を企画し、多寄中学校を避難所として住民による避難所設営と避難訓練

が実施され、94人の住民が参加しました。

また、温根別地区ではハザードマップの更新に合わせて新たな避難所を指定したことから避難所の周知及び経路も含めた避難訓練が実施され、72人の住民が参加したほか、中央市街地区の自治会単位での訓練も実施され、それぞれ防災意識を高めているところです。

今後の防災訓練の考え方ですが、市が実施する訓練は、引き続き毎年テーマを持って訓練を実施していきます。特に本市は行政面積が広いことから全ての住民を対象とした訓練の実施は難しい面があることから、設定するテーマに基づいた地域ごとの訓練に参加していただき、複数年をかけて全住民が訓練に参加できるように計画しているところです。また、各自治連、自治会が主体となって自主的に行う訓練も必要であり、実施内容のアドバイスや備蓄食料の提供、防災講話などの支援を行い、防災意識をより高めるよう努めてまいります。

次に、自主防災組織の設置状況ですが、現在23の自治会・地区で立ち上げてられています。多寄と温根別の地区は地区全体で1つの組織として結成しており、自治会数で換算すると全65自治会中38自治会、割合としては58.5%となります。市では、未結成の自治会に対し、自主防災組織の説明やつくり方などをまとめた小冊子を配付しているほか、要望により役員会に出向くなど結成に向けた支援を行っています。

また、自治会連合会では、自主防災の推進を活動目標に据え、防災意識の高揚と防災組織の結成促進を目的とした研修会を毎年開催しているところです。現在、自治会連合会や関係機関と協議を進めている避難共助計画では、災害時の避難支援者として自主防災組織に一定の役割が期待されることから、引き続き組織化に向け自治会連合会と連携した取り組みを進めます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時39分休憩）

（午後1時30分再開）

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番 佐藤 正議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして一般質問を行います。

自然災害についてであります。

近年、地球温暖化が進展する中、毎年のように全国各地で台風や前線などによる豪雨が発生し、甚大な災害が発生しています。そして以前の災害の問題点や課題、教訓などを生かすことなく同じような災害を繰り返しているのです。このため、近年の災害は決して想定外ではなく、想定内であり、以前の災害を調査・研究して課題や教訓を生かしたならば、災害を防いだり軽

減させたりすることは可能ではないでしょうか。

本市においても、大きな自然災害は発生していませんが、平成以降11回の大小の災害が発生しています。約2.8年に1回の割合で起きています。最近では平成26年8月大雨による被害で床上浸水2戸、床下浸水18戸、田畑141ヘクタールが浸・冠水、平成28年8月の台風による被害では、床上浸水9戸、床下浸水53戸、4日間で214.5ミリの雨量が観測されました。あちこちの道路が冠水し、通行どめになりました。記憶に新しいところだと思います。去年は胆振東部地震で全道がブラックアウトを起こし、2日間電気がストップし、市民生活にも少なからずの影響があったと思います。

本市においても自然災害がいつ起こるかわかりません。4月には1,000年に1度起こり得ると想定した洪水ハザードマップを作成し、全戸に配布されましたが、市内の過去の被害を検証して、もっと緻密なわかりやすいハザードマップを提供する必要があるのではないのでしょうか。今のは国や道の資料をもとに作成されたものであり、地盤の高低差や避難場所はわかりませんが、必ずしも地域に合ったものにはなっていないのではないかと思います。過去の被害状況とどのような対策をとったのか、お知らせください。

弥生緑地について、東西に長いチューブス川の上にてきた緑地です。緑地の地盤が周辺の地盤より高いため、想定外の雨が降ると周辺住宅や田畑に水が流れ出し、洪水になることが予想されます。側溝も掘られているのですが、途中でとまっていて、排水口まで続いていません。また、排水口も土とか落ち葉などで詰まっていて、大量の水は吸収できないのではないのでしょうか。U字管もところどころしか入っておらず、そのため水がたまるのです。私も現地に行って写真を撮ってきましたが、このような状況の中で水がたまるのです。また、緑地の中間ぐらゐのところに大きな開口部があり、のぞいてみると深さ1.2メートルぐらゐの大きさがむき出しになり、下をのぞき込むと土管が見えます。チューブス川の流れる排水口だと思われませんが、むき出しになっており、子供たちも遊びに来るところになるので、防護柵の設置など危険防止策などを早急にする必要があると思います。大雨が降るたびに周辺住民の皆様は水が敷地内に入らないか、住宅に水がつかからないか、そのたび不安を抱いているということでもあります。リスクのあるところは改善し、リスクを少しでも少なくする、自然災害に対する心構えだと思います。早急に改善を求めます。

以上で、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、過去の災害を踏まえたわかりやすいハザードマップの提供についてです。

洪水ハザードマップは、洪水時の破堤等による浸水状況と避難方法等に係る情報を住民にわかりやすく提供することを目的としており、本市の洪水ハザードマップは、国や道からのデータをもとに対象となる天塩川や剣淵川などの河川ごとに1,000年に1度起こり得る、これまで経験したことがないような大雨による浸水区域や浸水深に想定される被害に応じた避難所を記

載して市内9地区ごとにそれぞれ作成しました。その中で浸水区域や浸水深については、より多くの市民に見やすいよう色合いを工夫し、わかりやすい表示としたところです。今後、ハザードマップの見直しが必要となった際には、被害状況、検証を踏まえつつ、より地域の実情に即した対応を引き続き進めてまいります。

次に、過去の被害状況についてですが、平成26年8月の大雨における主な被害地区は、温根別及び多寄地区で発生したほか、朝日の浄水場が取水停止となったことから、土別消防の水槽車や1トン給水車などで対応しました。28年8月の大雨では、大通から西3条のほか、市道西南連絡線ののり面崩落や河川の護岸洗掘など市内全域に被害が及びました。29年8月の大雨では家屋被害がなかったものの、市内西2条や多寄地区において、排水ポンプを設置して対応いたしました。30年以降は大きな豪雨災害は発生していませんが、朝日地区では農地が冠水するという被害が生じています。

議員のお話にありました弥生緑地については、通常時は現状の排水施設で十分その機能を果たしていますが、大雨時には剣淵川やチューブス川の水位が上昇し、逆流するため、弥生緑地に埋設している雨水管の排水能力を超えることから、周辺住民等に影響を及ぼしたものと考えられます。これらへの対策としては、釜場の設置や排水ポンプと発電機の整備などのほか、大雨が予想される場合には内水氾濫の対応も含め、マニュアルに基づき早い段階から対策を講じているところであり、災害が発生した場合には速やかに復旧工事等を行っています。

また、防護柵の設置については、設置基準に基づいて実施していますが、御指摘の箇所については、開園時の利用状況や隣接している市道の交通量等を確認し、安全に利用していただくため必要と判断した場合に防護柵や注意看板の設置を検討します。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 再質問をしたいと思います。

弥生緑地の関係では、平常では今の排水状況で間に合っているというお話でありました。また、防護柵の関係につきましては、必要に応じて設置するという答弁だったと思うんですけども、今答弁の中にもありましたけれども、市道の交わっている交差点ということもありまして、早急に防護柵を設置してもらいたいと思うんですけども、具体的に、その必要に応じてというのはどういうことなのか、お答えください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君） お答えいたします。

弥生緑地の議員お話ししの排水の部分についての防護柵でございますが、私ども現地のほうを確認させていただきました。公園に近い、近接して排水が設置されている状態でございますので、必要に応じてというのは、その箇所と、素掘り側溝などもございますことから、それをどこまで柵とか注意喚起、そういうような看板を設置すればいいかということを検討していきたいと思っております。そういう意味での答弁でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 再々質問しますけれども、看板だとかを設置するということなんですけれども、やはり上からのぞき込んだら1メートル20センチぐらいあるので、特に雪なんかさがさつと降っているときであれば、落とし穴みたいな感じで、わからないですっぽり入ってしまうという可能性もあると思いますので、なるべく早い設置をお願い申し上げたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤部長。

○建設水道部長（工藤博文君） できるだけ早く現地の確認、それと設置場所を決めていきたいと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） 次に、教員住宅について質問をいたします。

先日、私はある教員から住宅についてこんな話を聞きました。彼が最近まで入っていた住宅をぜひ見てほしいということで、教育委員会の職員と一緒に見させてもらいました。壁は薄汚れ、畳は変色し、床は斜めになっていたの、畳をはいでみると床が腐って落ちかけていました。まさにひどい住宅でありました。教育委員会に相談して住宅を探してほしいと頼んでいたのですが、なかなか見つからず、1年半もの間、このような住宅に辛抱して入っていたそうです。教育委員会の対応は適切だったのでしょうか。

公営住宅や特公賃はあいていたそうですが、所得制限で入居できないと言われたそうです。過去には校長もこの住宅に入っていたそうです。所得の高い人は入居する住宅がないのです。前任者がどのような生活を送っていたのかわかりませんが、立ち退きのときちゃんとチェックしていればこのようなことは起こらなかったはずです。住宅も年数がたつと劣化が進み、畳とかクロスなどが汚れ、定期的に張りかえなどの修繕が必要となってきます。住宅の管理は適切に行われているのでしょうか。このような教員住宅はほかにもあるのではないのでしょうか。点検すべきだと思います。

このような問題は教員住宅に限らず、公営住宅にも当てはまるのではないのでしょうか。入居者の意向などよく聞き、住みやすい住環境を整え、転入者を温かく迎えるべきです。人は、生きていくためには衣食住が欠かせません。どれが欠けても健康で文化的な最低限の生活を送ることはできません。新任地に希望を抱いてきて、このような住宅事情では、教育に専念できるのでしょうか。地元暮らし、地元住民との交流も深めることも大事なことでないのでしょうか。そのため学校の近くに教員住宅が建っているのです。特に、農村部には借家、アパートがなく、士別から通っている教員もいると聞いております。住宅数は足りていますか。このような住宅状況では本市に希望する教員の足も遠くののではないのでしょうか。市内にはあちこちに教員住宅もあります。あいている住宅も見られます。古い住宅がそのまま何年も放置されいているところも見受けられます。市に移管して活用してもらおうとか、その他の対策は考えているのでしょうか。

以上でこの質問を終わらせてもらいます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、教職員住宅の管理のうち修繕についてです。

教職員住宅の入居に当たっては、入居の意思を確認し、希望があった場合に必要な手続を行っています。一般的に教職員の異動の場合、転出する教職員と転入する教職員の引っ越しがほぼ同日に行われることが多いため、入居後に修繕希望箇所を取りまとめて可能な範囲で修繕を実施しています。

次に、住宅数が充足しているかとの御質問がありました。

小・中学校及び士別東高校の教職員数205人のうち43人が教職員住宅に入居しており、その割合は約2割となっています。残りの8割については、市内の民間賃貸住宅や持ち家に居住しているほか、ほかの自治体から通勤しています。現在、教育委員会では69戸の教職員住宅を保有しており、入居率は約62%であることから、戸数としては充足しているものと考えています。教職員住宅の入居数が少ない要因としては、近年、民間の賃貸住宅が充実してきていることに加え、道路事情や交通事情が改善され、旭川近郊などに建てた自宅からの通勤者が増えていることなどと考えています。来年3月には多寄中学校の統合により教職員数が減少することから教職員住宅の数は引き続き充足するところであり、現在のところ9戸をストックとして保有しています。

一方で古い住宅が空き家になっている実態もあり、これまで数戸については移住体験住宅として活用した例などもありますが、多くの場合、解体の後、土地の売却などが進められてきました。今後も入居が見込めないものについては普通財産として市に移管し、公共施設マネジメント計画に基づく建物管理に努め、教職員住宅数の適正化を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 教員住宅が205戸あるうち43しか入居していないということで、非常に入居率が悪いと、民間のアパートのほうが設備だとか何かが新しく教員住宅は、いずれにしても入居数が少ないということだと思います。入る住宅がないということでは、今回空き家があったんですけども、所得制限に引っかかって入れないということではっきり切られたということで、少しは弾力的な運用があってもいいのかなと思います。

あと、その住宅から立ち退きをしようとするときは、やはり立ち会いのもとで立ち退きをしているのかなとは思いますが、立ち退きをしてなかったということなんですか、今回こういう事例が発覚したということは。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

まず、転出、転入については、先ほど答弁申し上げましたように、教職員の仕事柄というかスケジュール的にほぼ同日ということがございまして、また、その数も非常に一気にというこ

ともあります。そういったことで教育委員会の職員が立ち会いということは現実的に難しいところではありますが、一定程度学校で管理ということになりますので、学校の管理職を中心にその状況については把握をしていただいているということでございます。

それから、弾力的な運用ということでもございましたが、議員の先ほどの御質問にもございましたように、中心市街地については一定程度民間住宅も充足してきているということも先ほど答弁で申し上げましたが、農村部においてはやはりそういう状況ではないということもございます。そういった意味では、教育委員会としてもいろいろな情報も通じて、空き住宅ですとか、あるいは借りられることができるような物件、こういったものをなるべく探してというか、そういったことで紹介をしていきたいとは考えているところでございます。

それから、若干数字のことでもございますが、議員からおっしゃられました205戸と私どもちょっとお聞きしたのでありますけれども、205については、士別市にいる教職員の数が205人ということで、教育委員会で保有をしている教員住宅については69戸でございまして、そのうち43戸が今入居中ということで、これも先ほど答弁申し上げましたが、約62%の入居率になっているということでもございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 再々質問をいたします。

今回のこの住宅、床の腐って落ちそうになっている住宅だとか、あと校長住宅も今入れるような状態ではないということでもお聞きしております。このような住宅は今後修繕するのでしょうか、それとも取り壊しになるのでしょうか、その辺をお願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 再々質問にお答えいたします。

まず、教職員住宅の整備に関してでございますが、実は教員の数の減少、そして残念ながらその教員住宅を選んでいただけないという現実、こういったことに鑑みて、私ども教育委員会としては、今現在保有している、あるいは先ほども申し上げましたストックをしている住宅については維持、今後も入居継続可能なような維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

一方、管理職住宅、校長・教頭等の管理職住宅については、できる限り学校のそばでということも基本としつつも、実はほかの自治体でも、同じ市内であればという自治体も聞いてございます。そういった事例も参考としながら、教職員住宅に限らず、できるだけよい住宅環境を提供できるように考えていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 通告のとおり一問一答方式で一般質問を行います。

最初に、企業誘致の基本的な考え方と市民との共生についてであります。

地方では人口減少や少子高齢化が急速に進んでおり、さらに住民のライフスタイルの変化などもあって、全国の自治体は多種多様な地域課題を解決するための努力を続けております。そんな環境の中で、自治体にとって企業の進出は新たな雇用や税収の増加、さらに地元の原材料業者や運送業者など地元企業への需要が増えることも期待できることから、地域経済の活性化につながるとしております。

一方、進出する企業も自治体による優遇措置や地方は採用面での競業企業が少ないため、優秀な地元の人材を雇用できるメリットがあるとされております。本市においても、現在立地企業として、トヨタ自動車土別試験場、ミシュラン、ブリヂストン北海道ブルービンググラウンド、ヤマハ発動機北海道試験場、ダイハツ工業北海道試験場、日本甜菜製糖土別製糖所の各企業が長年にわたり地域経済の活性化と雇用の安定に大きく貢献をされております。本年度には新たに羊の飼養、羊肉の販売を目的に土別三協株式会社が設立をされ、株式会社ドリームグラウンドが養豚場の開設を現在進めており、OMEGAファーマーズがえごまや亜麻などの植物性油の搾油と販売に取り組むことになっております。

さらに、本市としても本年4月に施行された企業立地促進条例の改正を行い、今後も積極的に誘致活動に取り組んでいくとしております。そこで、企業に向けた情報発信の方法と過去3カ年に訪問した企業数及び訪問回数を含めた誘致を実現するための取り組みの内容をまずお伺いいたします。

次に、企業誘致に当たって市民が総ぐるみで歓迎する機運を醸成することが大切であり、企業も地域で長く活動するためには市民との共生が大事なことではないでしょうか。現在も各立地企業はイベントに対する協力や施設見学会の開催などを通じて、市民と交流を深める機会を積極的に設けております。そこで、誘致企業と市民が共生するためにはどのような取り組みが必要と考えているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

最後になりますが、市は企業誘致に当たっては地域の合意形成が重要としながらも、今回市の対応で地域が混乱をし、信頼を損なったことは残念なことでありました。そこに至った経緯と、そのことを教訓とした今後の進め方を改めて伺って、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

初めに、企業に向けた情報発信の方法と企業誘致に向けた取り組み内容についてです。

まず、企業に向けた情報発信については、市のホームページでの提供が中心となっているほか、北海道のホームページでも道内の工業団地が紹介されており、本市の駅南工業団地も掲載されているところです。

過去3年間で訪問した企業数と訪問回数については、平成29年度では6企業に延べ6回、30年度では11企業に延べ14回、今年度は11月末現在で19企業で20回と増加しています。増加の要因としては、昨年からは自動車の自動運転の技術開発に取り組む企業を中心に、冬期閉鎖道路を占有して試験を行っていただける環境を提案してきているところです。このほか、積雪寒冷な

気象条件と広大な土地、主要都市からの交通アクセスなどを盛り込んだ提案、誘致活動を行っています。この結果、昨年度は3社が冬期間における自動運転技術開発に向けた試験や広大な土地を利用したドローンの試験を行っていただいております、今後も試験拡大に期待を寄せているところです。

次に、企業誘致と市民との共生についてです。

企業は地域理解のもと、地域とともに成長していくことが市民との共生だと考えています。特に本市を含めた地方都市では、企業と地域が一体となっていなければ双方に無理が生じて地域の活性化につながらない場合もあり、企業と市民、互いの理解があって地域での企業運営、共生が成り立つものと思います。地域に根差した企業活動を行う中で、地域が企業に誇りを感じられるような取り組みや関係が必要であると存じます。

次に、地域の合意形成と今後の進め方についてです。

本年4月から施行した企業立地促進条例に基づく特定遊休財産について、地域の方々に旧武徳小学校の利活用に向けた説明が市の不手際によりおくれ、工事着工後となったことなどにより地域から行政に対する不信感を招きました。このことについては地域との合意形成を進める上で反省すべきものと存じるとともに、地域の皆様に対してお詫びを申し上げる次第であります。

今後は、地域や議会への事前説明などを盛り込んだガイドラインを策定し、二度とこのようなことを起こさないよう、地域に配慮した誘致活動を展開してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次に、新規就農希望者の支援体制と円滑な経営継承の推進について伺います。

農は国のもと、いわゆる農業は国の基本と言われております。本市が基幹産業としているその農業は、さまざまな経営形態の中でそれぞれの努力によって経営の安定が図られておりますが、農業者の高齢化と後継者不足により農家戸数が減少しており、結果として規模拡大が進み、1戸当たりの経営耕地面積は拡大傾向にあることから、機械化による効率的な作業体系の確立とあわせて労働力の確保が重要な課題となっております。

今後、持続的に発展していくためには、共同化など新たな経営形態の検討及び労働力の確保対策と担い手育成対策を急がなければなりません。特に担い手育成対策は、現在、上川農業改良普及センター士別支所、農業委員会、JA北ひびき、さらには士別市受入農家協議会が構成団体となり士別市担い手支援協議会が中心となっておりますが、難しい課題であることから大きな成果を得るまでには至っておりません。今後も目的の達成に向けて全力で取り組むことが必要であります。

そこで、担い手育成対策として、新規就農希望者に対する充実した研修機会の提供のあり方について伺います。

農業に興味があつて、将来農業を仕事として新たに志す人が必要な知識や技術を習得するための短期及び長期研修者を受け入れるに当たって、実践的な研修を含めたカリキュラムを事前に示し、個々の希望で選択ができる仕組みが必要ではないでしょうか。また、研修の期間は本市の豊かな自然に触れ、地域の人たちとの交流などさまざまな体験を通じて本市での生活を楽しむ環境を整えるためにも、一定期間滞在ができる宿泊施設が必要だと思いますが、まず、これらの見解を伺います。

次に、第三者農業経営継承制度であります。

後継者がいないままリタイアしていく農業経営の中には、すぐれた経営が少なくありません。そこで、移譲希望者の農地・施設・機械等の有形資産と技術等のノウハウなどの無形資産を家族以外の継承希望者に継承する手法で、この制度により農業経営が継続され、地域農業を守り、農村コミュニティを維持するためにも有効な手段だと思います。一方では、資産評価の方法や継承希望者に対する投資財源の確保を含むサポート体制の整備など課題も多くありますので、この制度の内容について、調査・研究及び関係機関との連携と協議等についての考え方を伺って、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、充実した研修機会の提供についてです。

現在、新規就農者、就農希望者に対する取り組みについては、士別市担い手支援協議会が中心となって取り組みを実施しています。具体的な取り組み内容は、地域農業者や関係機関との連携を図り、就農相談会への参加や道内大学などへのPR活動、就農体験者の受け入れや地域おこし協力隊制度を活用し、地域農業を支える担い手の確保、育成の取り組みを実施しています。そこで、お話がありました実践的な研修を含めたカリキュラムを事前に示し、個々の希望で選択できる仕組みであります。現在士別市で研修、活動ができる作物や農作業の内容、就農までのスケジュール等を参考例として資料を作成し、就農相談会などで活用しております。この資料につきましては、受け入れ可能な農業者から聞き取りを実施し作成した参考例となっておりますので、実際の研修に向けては、受け入れ農家と研修者、関係機関により研修内容について協議して決定し、進めております。今後、これらの情報については、士別市ホームページなどへも掲載し、広く周知することで士別市農業の魅力の発信、PRに努めてまいります。

次にお話のありました一定期間滞在できる施設についてです。

就農希望者の研修期間中の滞在施設については、地域の方々との交流や地域行事への参加、さらには就農希望者を地域で理解してもらうためにも地域での滞在が好ましいと考えております。現在、耕種で就農を希望している地域おこし協力隊員については、研修地域で空き家や旧教員住宅の活用を検討しましたが、改修費用等の面を考慮した結果、市が借り上げた民間アパートを利用し、研修を実施しております。今後においても、受け入れ地域での空き家などの利用を基本として考えていますが、将来的に一定期間の滞在施設の必要性について、協議・検

討を進めてまいります。

次に、第三者農業経営継承制度の取り組みについてです。

現在この継承制度は、北海道農業担い手センターの事業として実施されています。事業内容については、経営移譲希望者と継承希望者が登録し、継承希望者が希望する農場を選定、顔合わせを実施し、両者合意となった場合、1週間から6週間の体験実習が行われます。実習修了後、両者がマッチングした場合、地域市町村に委ねられ継承研修が実施されます。なお、継承希望者の登録要件として原則50歳未満で夫婦または2人以上で就農を目指す者で、地域の担い手になる強い意思を有していることが条件です。また、研修費用については農の雇用事業や市町村における助成金の活用を進めてられており、研修期間は最長2年間となっています。

農業者の高齢化や後継者不足が進み、世襲による経営継承や従来型の新規参入者の確保だけでは地域農業の維持・発展が難しくなっています。第三者への経営継承は、後継者のいない農家が保有する経営に関する資産、営農技術等を就農希望者へ円滑に継承する有効な取り組みの一つと考えており、継承する側だけではなく、移譲する側にとっても農業経営を生きた状態で引き渡すことは地域に大きな財産を残すことにつながると考えられることから、今後は経営継承に係る農地取得などの資金面や家族との合意形成など総合的な課題について関係機関と調査・研究を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） まず、研修のあり方なんですけれども、従来、受け入れ農家、いわゆる現地で研修をするというシステムなんですけれども、先ほども言ったかもしれませんが、将来この地で農業をするという上では、まず技術も当然大事だし、いわゆる栽培技術、さらに経営に必要な知識を取得するということが大事ですから、そういう意味で現地の研修、それから座学、これは普及センターなりJAを初めとする農業団体をお願いをして、座学も含めた研修を一定程度確立するということが大事だということをお質問の中で訴えたので、この辺の確認とあわせて、宿泊については、農業というのは御承知のとおり、より現場に近いところで暮らすというのが本来の農業のあり方だと思うんです。そういう意味では、市内多くの宿泊施設をつくるということにはなりませんけれども、できれば市の住宅なり空き家を改修するなり、しっかりとした宿泊施設をつくって、複数で研修に当市に入るときにはみんなそこで生活をするというシステムをぜひ進めてほしいというのが今回の質問の趣旨ですから、今の答弁では何となくわかりませんので、確認をしたいと思います。

それから、最後に言った第三者の農業経営継承制度、これは比較的新しい制度かなと思いますけれども、長所・短所いろいろありますけれども、将来、農業を継承して農村コミュニティ等を持続するためにはこういう制度もぜひ取り入れるべく前向きに検討してほしいということなので、この点も含めて再度お答えいただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えいたします。

研修制度のあり方につきましてですが、先ほど私の答弁の中では、カリキュラムをある程度つくってという話をさせていただきましたが、今現在の就農を希望されて研修を受けている方も、今現在議員もおっしゃられていたJAでの研修ですとか普及センターでの研修ですとか、そういったものにも参加をしながら研修を受けているという状況にあります。こういったものに関しては行政だけではできませんので、そういった関係機関と連携をしながらこれからも座学の確保については進めていきたいと考えております。

それから宿泊の関係ですけれども、今、議員もお話のとおり、あちこちにそれぞれということなかなか難しい、中心地かは別にしても、私どもの考えているのは、各地域にやはり住む、研修ができるような住む住環境があるような体制が一番望ましいのではないかなと思っていきます。先ほども答弁申し上げましたが、周りの地域の方々のところに入って行って、それで顔を突き合わせて技術研修をする。そういったことが一番大事だと考えておりますので、今の現段階では、そういったことを進めながら、将来的には、先ほども答弁申し上げましたが、研修施設ということも検討が、たくさん研修者が出てくるということになれば、そういうことも一つ考えられるのかなと思っておりますが、今のところ、各地域にどういった空き家なり住宅環境、そういったものをきちんと把握をし、それを相手方、PRしていく先で一体的に提案ができるような形をとっていきたいと考えております。

また、最後になりますが、第三者の経営継承の関係ですけれども、これについてもやはり重要なことだと考えておりますので、これについてはまだまだ勉強不足な部分もありますので、関係機関と研究させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 最後の質問は、本市における望ましい公共サインについてであります。

公共サインは、目印や符号及び合図の役割から、公共施設など公益性の高い情報を伝え、利用者が負担なく円滑に施設利用できるための重要なものであります。設置に当たっては、そこで生活している人々や訪れる人たちにまちをわかりやすく案内及び誘導がスムーズにできることとあわせて周辺景観にも十分配慮しなければなりません。公共サインを大きく分類すると、現在地周辺の状況を地図などで表示する案内サイン、目的地への誘導を行うことを目的とした誘導サイン、名所や歴史、地域資源などの開設を掲示している開設サイン、その場所や施設の名称を示す名称サイン、特定の規制や注意喚起を促す注意サインなどが主なものとなっております。そこで、本市の公共サインの現状と総点検による再整備の考え方を伺います。

最初に、公共サインの目的別の設置基数と現在の状況について、誘導がわかりづらくないか、記載情報の読み取りにくさはないか、デザインの統一性が図られているか、老朽化や破損しているものがないか、必要なところに設置されているか、既にその役割が終わっていないか、周

辺景観に配慮されているか、さらには多言語対応の必要性などそれぞれの目的に沿ってその役割を果たしているのかを基本とした統一した基準により総点検を行い、その結果に基づく再整備が必要だと思いますが、見解を伺います。

次に、本市のイメージを最大限に表現した心に残るわかりやすい公共サインの設置のために、国や北海道を初め関係する機関や地元企業、団体との協力や連携のあり方についての基本的な考え方を伺って、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市の公共サインの現状についてです。

市内には、公共施設への誘導を図るための看板、公園など園内の施設配置を示した看板、歴史や地域資源などを解説している看板、保育園や学校などの周辺に園児・児童などへの安全配慮を促す注意喚起を示した看板など目的ごとの看板を設置しています。

そこで、総点検の実施と再整備についてです。

市内に現在設置されている看板は、各施設管理者が施設への誘導等に適しているとした位置に設置をしています。また、表示内容、デザイン等については、それぞれの施設で検討しているため、統一されていない状況にあります。公共施設マネジメント基本計画では、施設の廃止、再編及び統合や今年度策定を進めていますまちなか未来計画による中心市街地のまち並み形成など、今後のまちづくりでは周辺環境整備の総合的な検証が必要です。このため、議員お話しのとおり、現状の把握は必要であることから、調査を実施いたします。

次に、民間及び関係機関との協力と連携についてです。

本市をイメージする統一したデザインの看板設置は、本市の印象を多くの方にわかりやすく伝える方法として望ましいと考えていますが、民間企業では企業イメージなどがあること、国や北海道においては看板に関する法令等を遵守する必要があることから、どのような取り組みができるか、その可能性について検証をいたします。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今回私が公共サインについて質問を通告した経過には、いつも思うのですが、道央道の土別剣淵インターと接続する国道に、過去には記憶ではあったのですが、今は案内誘導サインがないと。隣のまちは大きく掲げておりますし、さらに市内に向かうときには隣の市まで何キロメートルという表示がありますけれども、当市の表示がないということは非常にいつも残念だなと思っておりますけれども、これは必要だと思いますか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

今の高速道路のインターおり口にもともとありました看板ですけれども、あの看板につきましては、高速道路を建設する道路公団が所有をしていたものを、看板を譲り受けて観光案内用

に塗りかえて、あそこに民有地があるので、その民有地に設置をさせていただいていたという経過でございます。ただ、その後、土地の所有者となかなか折り合いがつかないような状況になりまして、市としては移設をするという決断をしたところであります。その移設先としましては、あそこのおり口の正面に国有地があるんですが、その国有地に設置ということも考えましたし、または、いろいろ検討したんですが、そこは結果的にはできることにはならなかったもので、国道40号線沿いのどこかにということを考えまして、国道40号線沿いの企業に御協力をいただけるという、無償で土地の提供をいただけるということでそこに今設置をしたという形になっております。

ただ、今議員がおっしゃられるとおり、あそこ的高速道路をおりて士別市街地の方向にどちらに行くんだというサインについてはやはり必要だと私も思います。その部分については、今、ちょうど5丁目にまちなか交流プラザの建設を予定しておりますので、その建設に当たって、道の駅の認証を取ろうという形を今とっておりますので、それとあわせて、こういった看板があそこにあるのが一番いいのかということを含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 交流プラザはまだ相当先の話です。だから今、その地権者とのいろいろなことがあるとお聞きしましたけれども、例えば市長がいつも言う連携ということ言葉をかりれば、隣のまちと共同で、あそこは道路用地だと聞いているんですけども、工夫をして、隣のまちとあわせて本市についても表示するような工夫はできないのか、早急に検討すべきではないかと思うんですけども、この辺はどうですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再々質問にお答えします。

今、議員のおっしゃられるように、こういった看板がどこにどういうふうに分てられるのかはちょっと別にしましても、やはりサインをつくるということに関しては私どもも必要かと思っておりますので、早急に検討させていただきたいと思っております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時36分散会）